

# 日米ヘルスセキュリティ委員会開催報告

大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 日米ヘルスセキュリティ委員会

## 背景

- 前身である日米医学バイオディフェンス研究シンポジウムは、CBRNテロの脅威に対する生物学的防衛（バイオディフェンス）の取組として2007年より開始。  
※1 日米科学技術協力協定(1988)に基づき、2006年に合意された「日米安全・安心科学技術協力イニシアティブ（FIS3）」の一環で開始、2013年にFIS3終了後も、2022年まで実施されていた。
- 研究開発者中心であったシンポジウムに、2014年より、厚生労働省、米国保健福祉省（HHS）等が参画を開始。これにより、健康安全保障の事実上の日米連携の場を形成。
- 本連携を政府間の公式な枠組みとすべく、2023年の日米健康安全保障に関する意図表明文書※2において、「日米ヘルスセキュリティ委員会」へ名称を改め、既存の協力枠組みを更に発展させている。

※2 日米協力覚書（2017）及び日米科学技術協力協定(1988)に基づき、2023年に署名

## 主な成果

- 感染症の危機管理対応医薬品等（Medical countermeasures : MCM）：研究開発の情報共有並びに今後の連携の在り方等について議論を開始。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）：日本における国際医療チームの受援にかかる標準手順書の作成、及び日米合同机上演習による実効性の検証、日米含む多国間合同の実働訓練の実施。
- 情報共有の強化：感染症対策部長とCDCアジア太平洋地域事務所長（東京事務所）との定期的な会合を実施、感染症対策課、JIHSとCDC（東京事務所と本部含む）の担当者間のワーキンググループの実施、感染症情報を含む公衆衛生危機に関する週報の交換を開始、感染症アウトブレイクの机上訓練の実施にむけた準備の開始。
- 世界的な健康安全保障の強化：アジア地域における日米連携による貢献についての議論。
- 健康危機管理：JIHSと国立新興特殊病原体研修・教育センター(NETEC)の合同机上訓練を実施。ネブラスカ大学医療センター(※)、及びニューヨークヘルスベルビュー病院とJIHSの間でそれぞれMoU締結。

※NCGMとの締結のため今後JIHSとして更新予定。

# 第三回日米ヘルスセキュリティ委員会

日付：2025年9月9日～9月10日  
場所：アメリカ合衆国 疾病予防管理センター(CDC)  
担当局：大臣官房厚生科学課、健康・生活衛生局感染症対策部、医政局

第三回の会合では、以下のテーマについて専門的な議論が行われました。

公衆衛生上の緊急事態への備えと対応、自然災害時の備えと管理、感染症危機対応医薬品等（MCM）の開発と展開  
災害派遣医療チーム（DMAT）の運用と国際協力、公衆衛生インテリジェンスの共有



集合写真



会議全体の様子



開会の挨拶を行う 驚見感染症対策部長



感染症事案に関するパネルディスカッション



感染症などの公衆衛生関連の事案に関する週報の交換

# 日米健康安全保障連携に関する意図表明文書 (Letter of Intent)

## 経緯

- 健康安全保障に関する日米協力として、2017年、米国保健福祉省のプライス長官（当時）と、塩崎厚生労働大臣（当時）の間で、「日本国厚生労働省とアメリカ合衆国保健福祉省との間の協力覚書」に署名。これに基づき、米国CDC等への厚生労働省職員の派遣、医薬品・医療機器の共同研究開発等の2国間協力を進めてきた。
- 世界的な安全保障における緊張の高まり等を踏まえ、有事の際に両者が緊密に連携できるよう、厚生労働省と米国保健福祉省の間で、2017年の覚書を基本とし、さらに発展させた新たな大臣間の意図表明文書を2023年9月18日に交換

## 意図表明文書の概要

- 目的：日米の強力なパートナーシップの継続、両国の健康危機対応力向上、両国の健康安全保障の推進。
- 日米で連携する分野と協力の方法
  - ① 公衆衛生危機管理対応医薬品等（Medical countermeasures：MCM）：MCMに係る共同プロジェクトの検討、研究開発並びに備蓄に係る情報の法律の範囲内での共有、健康危機やMCM備蓄計画等の評価の共有
  - ② 健康危機管理：災害派遣医療チーム (DMAT)のベストプラクティスの共有、緊急対応演習、合同訓練の実施、国立新興特殊病原体研修・教育センター(NETEC)を通じた訓練・協力
  - ③ 世界的な健康安全保障の強化：東アジア地域で疾病の流行や地域の緊急事態の対応を強化
  - ④ 情報共有：日米健康安全保障協力の定期的な活動を支援等
- ※ 日米医学バイオディフェンス研究シンポジウムを日米ヘルスセキュリティ委員会に改名し継続的開催を明記。
- 国際法や国内法に基づく拘束力のある義務は、両国に生み出さない。
- 有効期限は、署名後5年間